

令和7年（2025年）5月28日付け札幌市告示第2226号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和7年（2025年）6月4日

札幌市長 秋元 克広



記

1 訂正する内容

令和7年札幌市告示第2226号別表の業務番号「25(委)第4150号」業務名「発寒清掃工場屋上防水ほか改修工事実施設計」に係る設計図書の一部を下記のとおり訂正し、入札日等を別表のとおり変更する。

2 設計図書の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

電子入札

(入札日等訂正版)

0	調達案件番号	2501415011	
1	工事（業務）番号	25（委）第 4150 号	
2	工事（業務）概要	工事（業務）名	発寒清掃工場屋上防水ほか改修工事実施設計
		工事（履行）場所	札幌市西区発寒15条14丁目 1 - 1
		工事（業務）内容	発寒清掃工場（SRC造ほか、地下2階地上6階建 延べ面積23,691m <sup>2</sup> ）の下記工事の実施設計を行う。 ア）屋上防水改修工事 イ）コンデンサ室の下層壁面改修工事
		工期（履行期間）	着手の日から令和8年02月27日まで
6	入札参加資格の申請及び審査	審査方式	事後審査方式（入札参加資格の確認は落札を保留して行う。）
		申請書等提出期限（日）	開札日の翌日まで（審査順 1 位の落札候補者のみ）
		落札結果通知予定日	令和7年6月25日
11	入札及び開札の日時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間（年月日）	令和7年06月16日（08時00分～20時00分） 令和7年06月17日（08時00分～17時00分）
		開札予定日時	令和7年06月18日 09時30分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。
17	施行担当課及び電話番号	施行担当課	環）環境事業部施設整備課
		電話番号	011-211-2918

# (誤)

イ 参考図面 : 8枚

II 業務仕様 (記載事項のうち ・印の付いたものについては、⊙印の付いたものを適用する。) 本特記仕様書および図面に記載されていない事項は、「札幌市建築設計業務委託共通仕様書」による。

1 主任設計者の資格要件

⊙建築士法 (昭和25年法律第202号) による一級建築士

2 建築設備に係る資格

受託者は設計業務の遂行のため、主任設計者の下に次の資格にもとづく建築設備にかかる専門的な技術を有する者を置くこととする。

- ・設備設計一級建築士
- ・建築設備士
- ・実務経験 (大卒・高専卒3年\*、高卒5年\*、その他10年以上)

⊙おかない

※注 電気は電気工学又は電気通信工学、機械は土木工学、建築学、機械工学又は衛生工学に関する学科を修めた後、記載した実務経験年数を有する者。

3 プロポーザル方式により業務を受託した場合の業務履行

受託者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合は、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

(本委託についての適用 : ・ 有り ・ 無し)

4 設計業務の範囲

(1) 一般業務

ア 基本設計

- ・ 建築 (総合) 基本設計
- ・ 建築 (構造) 基本設計
- ・ 電気設備基本設計
- ・ 機械設備基本設計

イ 実施設計

- ⊙建築 (総合) 実施設計
- ・ 建築 (構造) 実施設計
- ・ 電気設備実施設計
- ・ 機械設備実施設計

(2) 追加業務

⊙建築積算業務

- ・ 電気設備積算業務
- ・ 機械設備積算業務

(・ RIBC2利用 )

(・ RIBC2 利用 )

(・ RIBC2 利用 )

- ・ 計画通知申請手続き業務
- ・ 構造計算適合性判定の手続き
- ・ 建築物エネルギー消費性能適合性判定の手続き
- ・ モデル建物法以外による省エネルギー計算等

(注3)

⊙概略工程表の作成

- ・ リサイクル計画書の作成
- ・ 建築物環境配慮計画書作成(CASBEE札幌)
- ・ 透視図作成
- ・ 模型製作
- ・ 日影図作成
- ・ 住宅の品質の確保の促進等に関する法律に規定する住宅性能評価に関する資料作成及び申請手続き
- ・ 国庫補助事業に関する資料作成

( 写真撮影含む )

( 評価対象戸数：全住戸 )

(正)

イ 参考図面 : 8枚

II 業務仕様 (記載事項のうち ・印の付いたものについては、⊙印の付いたものを適用する。) 本特記仕様書および図面に記載されていない事項は、「札幌市建築設計業務委託共通仕様書」による。

1 主任設計者の資格要件

⊙建築士法 (昭和25年法律第202号) による一級建築士

2 建築設備に係る資格

受託者は設計業務の遂行のため、主任設計者の下に次の資格にもとづく建築設備にかかる専門的な技術を有する者を置くこととする。

- ・設備設計一級建築士
- ・建築設備士
- ・実務経験 (大卒・高専卒3年\*、高卒5年\*、その他10年以上)

⊙おかない

※注 電気は電気工学又は電気通信工学、機械は土木工学、建築学、機械工学又は衛生工学に関する学科を修めた後、記載した実務経験年数を有する者。

3 プロポーザル方式により業務を受託した場合の業務履行

受託者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合は、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

(本委託についての適用 : ・ 有り ・ 無し)

4 設計業務の範囲

(1) 一般業務

ア 基本設計

- ・ 建築 (総合) 基本設計
- ・ 建築 (構造) 基本設計
- ・ 電気設備基本設計
- ・ 機械設備基本設計

イ 実施設計

- ⊙建築 (総合) 実施設計
- ・ 建築 (構造) 実施設計
- ・ 電気設備実施設計
- ・ 機械設備実施設計

(2) 追加業務

⊙建築積算業務

- ・ 電気設備積算業務
- ・ 機械設備積算業務

(⊙RIBC2利用 )

( ・ RIBC2 利用 )

( ・ RIBC2 利用 )

- ・ 計画通知申請手続き業務
- ・ 構造計算適合性判定の手続き
- ・ 建築物エネルギー消費性能適合性判定の手続き
- ・ モデル建物法以外による省エネルギー計算等

(注3)

⊙概略工程表の作成

- ・ リサイクル計画書の作成
- ・ 建築物環境配慮計画書作成(CASBEE札幌)
- ・ 透視図作成
- ・ 模型製作
- ・ 日影図作成
- ・ 住宅の品質の確保の促進等に関する法律に規定する住宅性能評価に関する資料作成及び申請手続き
- ・ 国庫補助事業に関する資料作成

( 写真撮影含む )

( 評価対象戸数 : 全住戸 )